

令和 3 年 6 月 14 日現在

機関番号：36101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K12515

研究課題名(和文)訪問看護における特定行為の必要性と生活モデルの視点および研修受講に向けた課題

研究課題名(英文)Effects and issues of specific medical acts in home-visit nursing and construction of a model for practicing specific medical acts

研究代表者

佐藤 千津代(SATO, Chizuyo)

四国大学・学際融合研究所・特別研究員

研究者番号：10721938

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：訪問看護における特定行為を推進するために、訪問看護師の特定行為研修制度に対する認識と特定行為研修を受講するための課題をインタビュー調査と質問紙調査により明らかにした。その結果、訪問看護師の半数は特定行為の必要性を感じているが、そのための特定行為研修を受講したいと考えている訪問看護師は3割弱であった。本制度を推進していくためには、さらなる啓蒙活動と特定行為導入および受講に向けた課題への対応策を講じる必要があることが示された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究による全国調査において、特定行為研修受講修了者が増えない要因を明らかにすることができた。このことから、研修の受講を妨げる要因への対応策を講じることができ、受講者の増加に繋がるのが可能になる。そのことにより在宅医療の発展に寄与でき、社会的意義がある。  
特定行為が医療処置のみに主眼を置いて実践される行為ではなく、基本的な看護ケアが提供された上で行われる医行為であることを明らかにできた。特定行為が発展していくことで、看護の質が低下するという懸念を払拭できたことは学術的意義がある。

研究成果の概要(英文)：In order to promote specific medical acts in home-visit nursing, we clarified the awareness of home-visit nurses regarding the specified medical acts training system and the issues for attending specified medical acts training through interview surveys and questionnaire surveys. As a result, half of the visiting nurses felt the need for specific medical acts, but less than 30% wanted to take specified medical acts training for that purpose. In order to promote this system, it became clear that it is necessary to take measures for further enlightenment activities, introduction of specific medical acts, and issues for attending.

研究分野：訪問看護

キーワード：特定行為 特定行為の必要性 特定行為研修受講ニーズ 特定行為研修受講修了者 特定行為に対する訪問看護師の認識

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

地域包括ケアシステムの構築に向け、国は「医療から介護へ」「病院・施設から地域・在宅へ」という流れを推し進め在宅医療の推進を図っている。そのためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要があるとされた。そこで、「特定行為に係る看護師研修制度」が創設され、2015年10月から研修が開始された。

厚労省は2025年に向けて、特定行為のできる看護師を10万人養成することを想定している。畠山ら(2015)は、首都圏の訪問看護師86名への意識調査の結果、特定行為への関心は高く、研修制度導入が必要であると71%が回答したと報告しており、首都圏では訪問看護師においても受講ニーズは高いことが予測されていた。しかしながら研究者が所属する研究機関がある地方都市においては、研修機関の少なさや研修機関へのアクセスの問題から、特定行為研修を受講する訪問看護師が増えていくのであろうかという疑問を持った。また、在宅において特定行為を活用するには、現状の「医療モデル」に基づいた手順書のみでは、訪問看護の現場では浸透しにくいのではないかと懸念していた。

以上のことから、全国の訪問看護師を対象に「特定行為に対する認識」と「特定行為に係る研修」の受講ニーズ及び、訪問看護で特定行為を活用する上で、「医療モデル」とは別に「生活モデルの視点」は何かを明らかにする必要があると考えた。

2. 研究の目的

本研究では、訪問看護師を対象に特定行為の必要性、特定行為研修の受講ニーズ、受講する上での課題、「生活モデルの視点」で特定行為を実施するために必要なことは何かを明らかにすることを目的とした(図1)。

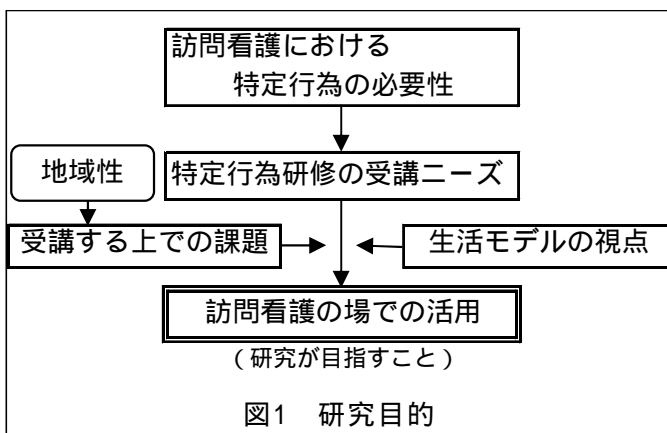
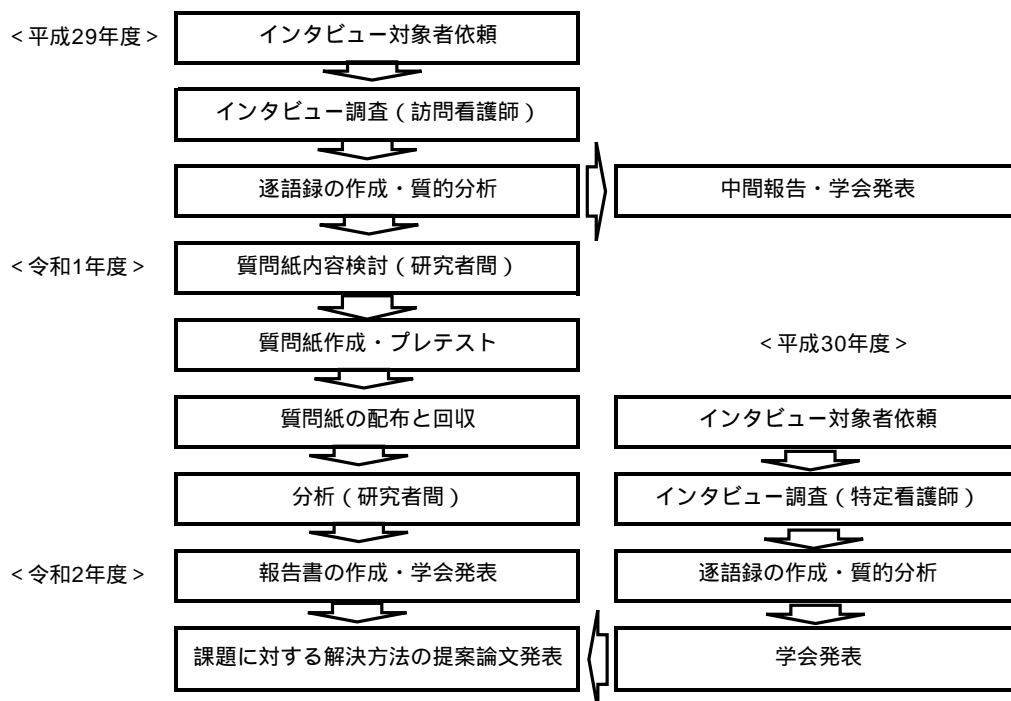


図1 研究目的

3. 研究の方法

現任訪問看護師を対象に、インタビュー調査と質問紙調査を実施した。まず、質問紙調査の予備調査として、特定行為の必要性と課題、生活モデルに基づく特定行為とするために何が必要かについてインタビュー調査を実施した。そして、インタビュー調査の内容を踏まえ、～の研究目的に沿った質問項目となるよう質問紙を作成、全国規模の実態調査を実施し、結果を集計・分析した。以上から訪問看護における特定行為に対する認識と特定行為研修の現状と課題を明らかにし、課題に対する解決方法を検討、提案した。

図2 研究方法



また、すでに特定行為を実践している特定看護師の医行為および看護行為の内容についてインタビュー調査を実施した（図2）。

#### 4. 研究成果

平成29年度は、令和1年度に実施した質問紙調査の予備調査としてインタビューデータを収集し分析した。

8名の訪問看護師に研究目的に沿って半構成的面接法を実施し分析した。その結果、研究目的である特定行為の必要性については6名の看護師が認めていた。の受講ニーズは3名の看護師にあった。の受講する上での課題は、「本人のレディネス」、「負担の大きさ」、「受講の条件」の3つのカテゴリーに整理された。研修を受講するには、受講者の明確な意思や受講に値する看護師の実践能力といった「本人のレディネス」が重要であり、遠方での受講が困難・長時間受講することの負担・受講により現状の業務継続や両立が困難といった「負担の大きさ」を考慮する必要性が示された。更に「受講の条件」として家庭環境を考慮すること・所属機関の承認・同僚の理解・受講費用の負担・事業所の受講環境の整備が必要であることが明らかとなった。

の「生活モデルの視点」で特定行為を実践するために必要なことは、「利用者のアセスメント」、「家族のアセスメント」、「心身の安定を促進する看護ケア」、「生活の質を尊重するケア」、「家族への指導」、「関係職種との連携」の6つのカテゴリーに整理された。「利用者のアセスメント」は意向把握に始まり、身体面・心理面・生活面・環境面に及び、「家族のアセスメント」の内容は介護負担・医療処置能力などであった。また、悪化予防・身体的回復などの「心身の安定を促進する看護ケア」とともに、利用者・家族の背景を考慮した「生活の質を尊重するケア」を行っていた。「家族への指導」では、医療処置に関する技術指導や介護指導、経済的負担への配慮をし、更に「関係職種との連携」にも多くの時間を割いていた。

平成30年度は、平成29年度のインタビュー調査の結果、訪問看護師として活動している特定看護師にもインタビューを実施する必要があると考えたことから、主に関東・東海地方の訪問看護で活動する特定看護師8名にインタビュー調査を行った。分析の結果、訪問看護における特定看護師の特定行為の実施状況は芳しくなく、十分活動できていると思われた看護師は1名であった。7名の看護師は地域の在宅医療の現状や医師との関係から、思うように特定行為を実践できておらず、普及活動に取り組みなくてはならない状況にあることが明らかとなった。しかし、否定的な面ばかりではなく、平成29年度のインタビュー調査の結果、訪問看護師は医行為を行う時、「生活モデルの視点」に基づく看護を丁寧に実践していることが明らかになっているが、平成30年度の特定看護師へのインタビュー調査の結果からも、特定看護師も訪問看護師と同様に、「生活モデルの視点」に基づく看護を基礎として特定行為を実践していることが明らかとなった。このインタビューで得られた内容から、特定看護師が十分活動できる場所を提供すると同時に、手順書に診療報酬を認めてほしいと提案・発表した。

令和1年度は平成29年度に行った訪問看護師へのインタビューデータを基に作成した質問紙による調査を実施した。全国の訪問看護ステーション1000か所に質問紙を郵送し、1ステーションあたり3名の訪問看護師に回答を依頼した。そのうち463名（回収率15.4%）から回答を得た。集計の結果については以下のとおりである。

##### (1) 対象者の基本属性

女性440名（95%）、常勤343名（74%）、年齢は40歳代が多く191名（41%）、職位はスタッフ300名（65%）、訪問看護経験年数は3～5年未満が合わせて169名（37%）、5～15年未満が155名（34%）、15年以上が77名（23%）であった。

##### (2) 特定行為研修の受講と制度に対する意識

特定行為研修受講済み5名、受講中5名、受講予定あり10名、受講予定なし431名（93%）だった。特定行為研修制度の認知度は、「よく知っている」、「まあまあ知っている」が273名（59%）、特定行為研修制度に対する関心度は、「関心ある」、「ややある」が288名（63%）、特定行為研修制度に対する必要性の認識は、「感じる」、「やや感じる」が250名（54%）、受講希望は、「受講済み」、「受講中」、「やや希望する」が130名（29%）であった。

##### (3) 特定行為への期待

「医師の負担が軽減できる」に334名（74%）、「タイムリーな医療処置により回復効果がある」に333名（74%）、「在宅医療体制の充足に貢献できる」に319名（69%）が「そう思う」、「ややそう思う」と回答した。

##### (4) 特定行為への懸念と抵抗感

「特定行為より地域医療体制の底上げが優先だと思う」に250名（54%）、「特定行為は看護師の役割を超えていると思う」に167名（37%）、「本来の看護ケアの質が低下すると思う」に50名（11%）が「そう思う」、「まあまあそう思う」と回答した。

##### (5) 特定行為運用の課題

「リスクや安全管理の課題がある」に407名（88%）、「特定看護師の責任が重くなる」に402名（87%）、「高度な看護師の判断力や技術力が必要である」に440名（95%）が「そう思う」、「まあまあそう思う」と回答した。

(6) 特定行為研修受講の妨げ

「研修期間が長期にわたる」に 393 名 (85%)、「受講費用が高い」に 375 名 (81%)、「研修場所が遠方である」に 319 名 (69%)、「研修期間中の収入の保障が得られない」に 310 名 (67%)、「所属機関の承認が得られない」に 162 名 (35%)、「同僚の理解が得られない」に 111 名 (24%) が「そう思う」・「まあまあそう思う」と回答した。

以上の結果から、以下のことが明らかとなった。

- (1) 対象者は特定行為研修制度に対する関心はあるが、内容を理解している割合は高いとは言えず、受講を予定しているものは非常に少なかった。
- (2) 特定行為研修制度への期待は 6 割前後、懸念や抵抗感は 3 割前後の対象者にあり、特定行為研修制度を運用する上での課題や、研修期間や場所、費用など受講の妨げがあるとする者の割合は 8 割前後と高かった。
- (3) 特定行為への期待と特定行為研修制度への関心が高いと必要性の認知が高く、懸念と抵抗感が高いと認知が低かった。また、必要性の認知の高さは受講希望の持ちやすさに関連が見られた。特定行為研修制度を運用する上での課題や、受講する上での妨げは受講希望との直接的な関連は認められなかった。

明らかにしたかった研究目的である 特定行為の必要性に関しては 54%の看護師が必要だと感じていた。しかし、特定行為研修の受講を希望している看護師は 29%であった。特定行為研修を受講する上での課題については、1)特定看護師の業務量が増加することや責任の重さ、2)リスクや安全管理に関すること、3)個人的な要因として、研修期間の長さ、高額な費用、家庭との両立、受講中の収入の保障に関すること、4)受講中の代替要員の確保困難、人員不足に伴う利用者受け入れ減による経営困難に関することが、質問紙調査から明らかになった。「生活モデルの視点」で特定行為を実施するために必要なことは、身体面・生活面のアセスメントに始まり、多職種との連携を取りながら多岐にわたる看護ケアを提供し、療養者と家族を包括的に支えていくことであると考えている。訪問看護師および特定看護師は、現時点でも医行為を行う時は「生活モデルの視点」を持ち、多岐にわたる看護ケアを提供していることが明らかとなった。特定行為が普及したとしても基本的な看護ケアが疎かにされることはないと言える。

研究疑問の 1 つであった地方都市においても特定行為が普及していくであろうかということについて、質問紙調査で訪問看護ステーションの所在地別に受講希望者の数を集計し分析したが、地方都市と都市部との明らかな差は認められなかった。回収率 (15.4%) の低さにより十分な数が得られなかったことも影響していると言える。

特定行為の責任やリスク、主治医との連携など特定行為導入に関する課題については 80%の看護師が感じており、受講期間や費用に関する課題も 80%の看護師が感じている。これらの妨げが特定行為の必要性や受講希望に影響すると予測したが、明らかな因果関係は示せなかった。受講希望に繋がる動機は必要性を認知しているかどうかと関連があったことから、具体的には身近に特定行為を必要としている利用者があるかどうか動機に繋がると予測された。

多くの質問紙調査が結果を協力者に返せていない現状と比較し、質問紙調査の結果をまとめ、協力していただいた訪問看護ステーションに報告書として返せたことは、全国の訪問看護師に現状を認識してもらえらる機会となり、有意義であったと言える。

以上のことから、在宅領域で特定行為研修の受講者を増やし、制度を発展させていくためには、本制度に関するさらなる啓蒙活動と課題への対応策を講じる必要があることが示された。今後は、実際に特定行為を実践しているモデルを示し、利用者・家族にとって有用で、利便性が高く、さらに看護の質の向上に繋がる医行為であることを広く在宅領域に啓蒙していく必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 3件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 佐藤千津代	4. 巻 25
2. 論文標題 特別記事 特定行為研修修了者の実践と手応え インタビュー調査から分かった手応えと課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 訪問看護と介護	6. 最初と最後の頁 731～735
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11477/mf.1688201530	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 佐藤千津代、鈴木浩子、富田真佐子、村田加奈子	4. 巻 23
2. 論文標題 在宅における特定行為およびその導入に対する訪問看護師の認識 訪問看護師へのインタビュー調査	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本地域看護学会誌	6. 最初と最後の頁 23～31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.20746/jachn.23.3_23	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 富田真佐子、佐藤千津代、鈴木浩子、村田加奈子、渡部光恵	4. 巻 -
2. 論文標題 特定行為研修制度に対する訪問看護師の認識～訪問看護ステーションへの全国調査から～	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本看護科学学会誌	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 鈴木浩子、佐藤千津代、富田真佐子、村田加奈子	4. 巻 -
2. 論文標題 訪問看護において医行為に伴い実践する「生活モデル」に基づく看護～特定行為導入に向けたインタビュー調査～	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 昭和学会雑誌	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 渡部光恵、佐藤千津代、鈴木浩子、富田真佐子、村田加奈子	4. 巻 49
2. 論文標題 訪問看護師の特定行為研修受講における課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 四国大学紀要 自然科学編	6. 最初と最後の頁 1-8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 村田加奈子、富田真佐子、鈴木浩子、佐藤千津代、渡部光恵、藤澤真沙子、伊藤めぐみ
2. 発表標題 訪問看護師の特定行為に対する認識～全国の訪問看護ステーションへの実態調査より～
3. 学会等名 第25回日本在宅ケア学会学術集会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 佐藤千津代、鈴木浩子、富田真佐子、村田加奈子、渡部光恵
2. 発表標題 訪問看護における特定看護師の特徴と看護
3. 学会等名 第9回日本在宅看護学会学術集会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 渡部光恵、佐藤千津代、鈴木浩子、富田真佐子、村田加奈子
2. 発表標題 訪問看護における特定看護師が実践する医行為の現状と課題
3. 学会等名 第9回日本在宅看護学会学術集会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 佐藤千津代、鈴木浩子、富田真佐子、村田加奈子、渡部光恵
2. 発表標題 訪問看護における特定行為に必要とされる生活の視点に基づく看護
3. 学会等名 第8回日本在宅看護学会学術集会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 渡部光恵、佐藤千津代、鈴木浩子、富田真佐子、村田加奈子
2. 発表標題 訪問看護師の特定行為研修受講における課題
3. 学会等名 第8回日本在宅看護学会学術集会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 鈴木浩子、佐藤千津代、渡部光恵、村田加奈子、富田真佐子
2. 発表標題 特定行為に対する地方都市の訪問看護師の認識 - 訪問看護師のインタビュー調査から -
3. 学会等名 第38回日本看護科学学会学術集会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	富田 真佐子  (TOMITA MASAKO)  (10433608)	昭和大学・保健医療学部・教授    (32622)	

## 6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	渡部 光恵 (WATANABE MITSUE) (20762412)	四国大学・看護学部・助教  (36101)	
研究分担者	鈴木 浩子 (SUZUKI HIROKO) (40468822)	昭和大学・保健医療学部・准教授  (32622)	
研究分担者	村田 加奈子 (MURATA KANAKO) (70381465)	昭和大学・保健医療学部・講師  (32622)	
研究分担者	入江 慎治 (IRIE SHINJI) (90433838)	昭和大学・保健医療学部・准教授  (32622)	

## 7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

## 8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関